

IV 通報・苦情

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) 抜粋

[第3章 第1節 基本方針]

- ① 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。
- ② 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
- ③ 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

IV 通報・苦情

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) 抜粋

[基本方針]

- ① 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、**常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。**
- ② 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ④ 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- ⑤ 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥ 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

V 事故報告について

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、
「札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領」
に基づき、札幌市へ必要な報告等をしてください。

忘れずに!

【報告の範囲等】

次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、札幌市保健福祉局の担当課に報告すること。
なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わない。

(1) 重大な事故等【直ちに報告すること】

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為(預かり金着服・横領等)
- ウ 入所者等に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明(搜索願を出したもの)
- カ 火災(消防機関に出動を要請したもの)
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案(報道される可能性のある事案を含む)

(2) 上記(1)以外の事故【事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に報告すること】

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出・外泊(見つかった場合)
- エ その他報告が必要と認められるもの(交通事故等)

V 事故報告について

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

札幌市 自己点検表 事故報告 検索

ホーム 防災・防犯・消防 暮らし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ

自己点検表・事故報告(障がい関係)

自己点検表

障害福祉サービス等の事業者等が利用者にとって適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例等に定める福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

事故報告 ← ページ下部

障害者総合支援法、児童福祉法、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者基本法）に基づき、札幌市移動支援事業事業者登録要綱に基づく施設及び事業所において、入所者または利用者に対する障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づき、札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づき、札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づき、

PDF 札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領

PDF 別紙1 対象施設・事業所一覧表 (PDF: 43KB)

報告様式1 事故等発生状況報告書 (ワード: 84KB)

【報告様式1】 事故等発生状況報告書

平成○○年○○月○○日○○

札幌市様

※記入方法
※記入欄
代表者氏名 ○○○○○○○○○○○○印

1 事故等が発生した施設・事業所
[1] 種別
[2] 名称
[3] 所在地

2 事故等の分類
 該当する チェックを入れること

利用者処遇等に関するもの	施設・事業所及び従業員に関するもの
<input type="checkbox"/> 死亡事故	<input type="checkbox"/> 不審行為
<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 器物外出
<input type="checkbox"/> 失踪・行方不明	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 骨折・打撲・擦傷	<input type="checkbox"/> 火災
<input type="checkbox"/> 脱臼・脱臼・脱臼	<input type="checkbox"/> 事件報道が行われた場合
	<input type="checkbox"/> その他必要と認められる場合

3 事故等の概要

4 事故等の発生日時・場所
[1] 日時 平成○○年○○月○○日 [午前・午後] ○○○時○○分 [曜]
[2] 場所

5 施設等が事故等を知った日時及び発覚への対応
[1] 事故発生日時 平成○○年○○月○○日 [午前・午後] ○○○時○○分 [曜]
[2] 発覚した経緯

[3] 発覚への連絡 平成○○年○○月○○日 [午前・午後] ○○○時○○分 [曜]
氏名 ○○○○○○○○ [姓 氏名]

Ⅵ 不正請求等への対応

昨年6月、厚生労働省から障がい福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項が示されました。

- 1 指導監査の強化
日常のサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。
- 2 悪質な事案への対応
悪質な事案には刑事告訴を検討する。
- 3 組織的な不正行為への対応
指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底する。
- 4 返還請求額の徴収
地方税の滞納処分の例により処分するなど不正利得の徴収の徹底を図る。

VI 不正請求等への対応

昨年6月、厚生労働省から示された通知

<p style="text-align: right;">事務連絡 平成28年6月20日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課 監査指導室 障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス等の不正請求等への対応について</p> <p>先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分の状況を確認するための調査を行ったところです。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、各都道府県におかれましては、貴管内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 指導監査の強化</p> <p>利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。</p> <p>また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を定期的を実施すること。</p> <p>(2) 悪質な事案への対応</p> <p>虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。</p>	<p>(3) 組織的な不正行為への対応</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項において、過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することにより、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。</p> <p>(4) 返還請求額の徴収</p> <p>障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などにおいては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。</p> <p>2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大半を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目標として、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。</p> <p>放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録簿の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講ずること。</p>
--	---

Ⅶ 指定の取り消し・指定の効力停止

1 監査方針

指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

○ 監査の実施件数と行政処分（指定障害児通所支援事業等を含む）

実施年度	実施件数 (単位:事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0
平成29年度	2	0	0

(H29.11.20現在)

VII 指定の取り消し・指定の効力停止

2 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 利用者への支援内容が不適切な疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

3 行政処分の理由

〔事例 ①〕

介護給付費と移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない時間や支援した時間より長く請求をしていた。また、サービス提供実績記録票を請求に合わせて作成し、利用者を確認を受けていなかった。

【障害者総合支援法第50条第1項第5号】

介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

Ⅶ 指定の取り消し・指定の効力停止

〔事例②〕

移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない日に請求をしていた。また、本市の再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。

【障害者総合支援法第50条第1項第7号】

指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに
応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該
指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

【障害者総合支援法第48条第1項】

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者で
あった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であっ
た者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しく
は当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に
関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障
害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

Ⅶ 指定の取り消し・指定の効力停止

〔事例③〕

事業所を突然閉鎖したことにより、利用者が必要なサービスを受けられなくなった。また、従業員の勤務実態がないにもかかわらず、勤務しているとの虚偽の届け出を行った。

【障害者総合支援法第50条第1項第2号】

指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。

【障害者総合支援法第50条第1項第10号】

前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

【障害者総合支援法第42条第3項】

指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害福祉サービス 移動支援 ・ 障害福祉サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
	報酬告示 札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号) ○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準(平成26年札幌市告示第859-8号)
	留意事項 通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)
	要綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱(平成18年9月26日保健福祉局理事決裁)
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン(平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;">地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援</p> <p>・ 地域相談支援 地域移行支援 地域定着支援</p>	法律	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	基準省令	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)</p>
	解釈通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)</p>
	報酬告示	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)</p>
	留意事項通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)</p>